

中央広域環境施設組合監査委員公表第1号

中央広域環境施設組合職員措置請求に伴う監査委員会議において決定された中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業に関する住民監査請求に係る監査結果を地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により公表する。

令和7年6月3日

中央広域環境施設組合

監査委員 森 清

監査委員 木村 松雄

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

令和7年5月30日

中央広域環境施設組合監査委員 森 清  
同 木村 松雄

## 第1 請求の受付

### 1 請求書の提出日

令和7年4月3日

### 2 請求人

（省略）

## 3 請求の要旨

### （1）請求の趣旨

中央広域環境施設組合（町田寿人管理者）は、2024年6月24日に「中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業」に関し、35億600万円を上限とする債務負担行為を可決した。

2024年8月26日公募型プロポーザル方式によりジェムカ事業グループ（ジェムカ株式会社、松村建設株式会社、四国合同通運株式会社で構成）を当該事業の優先交渉権者とすることを発表した。

この契約のうち、四国合同通運株式会社が分担する業務にかかる「運搬車両確保費」は、1億3,000万円（税込1億4,300万円）であり、「運搬業務費」は、2024年12月12日の板野町議会で、三原大輔町議の質問にたいし、ごみ運搬業務単価は、1トンあたり4万40円となることが明らかにされている。

「運搬車両確保費」は、2024年10月25日にその一部である1億円が支払われている。

「運搬業務費」も、契約により今後運搬が始まれば支払われることになっている。

中央広域環境施設組合がジェムカ事業グループと結んだ契約のうち、ごみの「運搬車両確保費」及びごみの「運搬業務費」に関する部分の執行を差し止め、すでに支払われた部分について過大な支払いが認められれば、返金を求めるよう組合に勧告を求める。

## (2) 請求の理由

ア 「運搬車両確保費」の支出は不当に高額である

(ア) 運送業者に運搬業務を委託する際、通常は運送業者自身が運搬に用いる車両をあらかじめ用意するものであり、車両確保費なるものを別に請求する必要はない。

(イ) ジェムカグループの提案では、合計7台の大型トラックを確保するのに車両確保費として1億3,000万円(税込1億4,300万円)を組合側が支払うことになっている。

(ウ) その内訳として、運搬事業補償費、メンテナンス費、消耗品となっているが、公文書公開請求では金額が黒塗りされており詳細は不明である。車両自体のメンテナンスや消耗品のことであるなら、それは運賃の中に含まれ、業者が負担すべきであり、組合側に出させるのは不当である。

(エ) 運搬事業補償費とは、ごみ運搬に関する人員の確保、運搬時の臭気対策のため実施する車両の改造、その他必要な準備行為に関するものだと、板野町議会での答弁で答えている。このうち、運搬時の臭気対策のため実施する車両の改造については、必要であれば組合の特別の要請となるので、組合が負担すべきであるが、ごみ運搬に関する人員の確保については、その人員への給与を支払う受託業者が自ら行うべきものであり、組合にそのリクルート費用を負担させるのは不当である。

(オ) この事業を受託した四国合同通運株式会社が車両を新しく購入する費用が1億4,300万円の中に含まれているのではないか。

(カ) 国土交通省の標準運賃に沿って車両の減価償却費を含めて運搬業務を受注し、車両は業者自身が金を出して確保すべきであり、この費用を組合が支払うのは不当な支出である。

(キ) 組合の費用で車両を購入するのであれば、その車両は当然組合の所有でなければならないが、議会答弁では、事業が終わっても車両は中央広域環境施設組合の所有にはならないとされているため、四国合同通運株式会社に不当な利得を与え、組合が損害を被ることになる。

(ク) 車両確保費としてジェムカグループの四国合同通運株式会社に支払う1

億4,300万円は、車を新車、中古車、既存の車両のどれで手配する場合も、組合が負担すべき改造費を仮に1台あたり350万円とすると、7台で2,450万円となり、車両確保に係る若干の手数料を仮に300万円とすれば、1億4,300万円－2,450万円－300万円＝1億1,750万円程度は不当な支出である。

イ 「運搬業務費」の見積が不当に高額すぎる

(ア) ごみ運搬業務単価は1トンあたり4万400円となることが2024年12月12日の板野町議会での答弁で明らかにされている。1台につき10トンのごみが積み込まれるので、1台につき40万400円が組合から支払われることになる。三原大輔板野町議会議員が富山から山口間で家畜飼料を運送する費用を運送業関係者から聞いたところ、8万5,000円であり、4.7倍も高くなっていることになる。

(イ) 国土交通省四国運輸局による望ましい運賃を計算すると、10トンクラスの大型トラックが、445キロメートル離れた場所に貨物を運ぶ場合の標準運賃は、17万8,276円である。組合が支払う1台あたりの料金40万400円と比較して、22万2,124円も高額である。国土交通省四国運輸局の示す標準的な運賃が適正な運搬業務単価だとすると、組合が支払う運賃は、1台あたり1日22.2万円の損害となり、契約期間中の全トラックの述べ稼働日数は、4,266日なので、4,266日×22.2万円で、約9億4,700万円も、組合が払いすぎることになる。

(以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。)

## 第2 請求の受理

本件請求は、令和7年4月21日に所要の法定要件を具備しているものとして、受理することとした。

## 第3 監査の実施

### 1 本件請求の対象について

本件監査においては、中央広域環境施設組合がジェムカ事業グループと結んだ契約のうち「運搬車両確保費」及び「ごみ運搬業務費」が違法又は不当な契約により組合が損害を被るか否かを監査対象として審査を進めた。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づく請求人の陳述は、令和7年5月

16日に機会を設けた。陳述に当たり、追加資料として書面の提出があった。

請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

国土交通省の「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」によると、そもそも公共工事であれ、業務委託であれ、「プロポーザル方式は、業務の性質上、価格だけでなく技術的提案内容を重視する必要がある場合に適用することが適当である」とされ、「契約交渉においては、提案内容及び価格の妥当性を確認するため、必要に応じて費用内訳書の提出を求めることができる」ともされている。

これに照らすと、業務の内容が定型的でなく、専門性・創造性が求められる場合であって、ごみ処理業務はともかく、ごみの運搬業務は、きわめて定型的なものであり、一体どんな専門性や創造性が必要だと言うのでしょうか。そのような業務をプロポーザル方式に包含して契約すること自体に問題があります。

それでも、もしプロポーザル方式に含めて業者選定をするのであれば、私達が試算したように、費用内訳の計算を提出させ、国交省の標準運賃などと比較して適正な運賃であるか、処理業務と切り離して点検をするべきであるのに、そうしたことを一切行わず契約したのであれば、公金を預かる立場にある公務員として、まったくずさんな仕事だと言わざるをえません。

まだ運搬業務は始まっていないので、住民の利益が損なわれないよう、組合が行っていない契約内容の詳細な点検に踏み込んだ厳正な監査をしていただきますようお願いしたい。

### 3 監査対象機関に対する監査の実施

業務課を監査対象機関と定め、当該機関に対し、監査資料等の提出を求め、令和7年5月16日に監査を行った。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

業務課に対する監査及び関係資料から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 当該事業の背景

中央広域環境施設組合における現施設の稼働期間は、20年間と定められており、令和7年8月以降はごみの焼却処理は行わず、吉野町・土成町以外の町村への施設を建設すると協定を締結している。当組合の構成市町のうち、阿波市、板野町、上板町の「1市2町」は、令和7年8月稼働を目指し、「新ごみ処理施設整備事業」に取り組んできた。なお、現構成市町の1つである吉野川市は、令和

7年7月末日をもって、組合を脱退する。

新ごみ処理施設の計画・協議は、稼働期間終了の約5年前より開始、事業方式を「公設民営」とし、令和4年10月、「新ごみ処理施設整備・運営事業」の入札を行ったところ、受付期限までに入札の参加を申し出た事業者がないという結果となったことから、今後の事業方針を検討し、事業方式を「公設民営」から「公設公営」に事業方式を変更するなど、再度入札を実施するため、順次作業を進めてきた。

しかしながら、「新ごみ処理施設」の令和7年8月稼働が見込めない状況となったことから、令和7年8月以降、現施設である「中央広域環境センター」を積替保管施設として利用し、施設外に搬出して処理する計画を進めつつ、現施設の周辺住民説明会及び新ごみ処理施設周辺7自治会への説明会を行い、理解を求めてきた。積替保管後、施設外に搬出しての処理は令和10年3月31日までとし、新ごみ処理施設は令和10年度より稼働する計画である。

## (2) 積替保管施設整備事業の事業者選定の状況

積替保管施設整備事業に係る事業者選定については、積替保管施設の改造工事、運転・維持管理、ごみの運搬及び処理までの、一連の業務を、単独の企業又は複数の企業グループにより、民間事業者の創意工夫を活かしつつ安全性や効率性を確保するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による事業者選定を行い、優先交渉権者を決定した。なお、募集要項等に関する質問の受付期間中には、応募者以外からの質問もあったが、最終的には1企業グループの応募となった。

- |   |               |                       |
|---|---------------|-----------------------|
| ア | 令和6年6月24日     | 債務負担行為含む積替保管施設整備事業の議決 |
| イ | 令和6年7月10日     | 募集要項等の公表              |
| ウ | 令和6年7月16日～25日 | 現地見学                  |
| エ | 令和6年7月22日～26日 | 募集要項等に関する質問の受付期間      |
| オ | 令和6年8月6日～7日   | 参加表明書及び提案書等の受付期間      |
| カ | 令和6年8月9日      | プレゼンテーション・ヒアリング審査     |
| キ | 令和6年8月13日     | 審査結果通知                |
| ク | 令和6年8月29日     | 改造工事請負契約の締結に関する議決     |

※ なお、公募型プロポーザル方式については、第三者が入った事業者選定委員会を開催しており、その審査結果調書については、事実証明書の資料1のとおりであり、令和6年8月16日に中央広域環境施設組合のホームページにおいても公表している。

(3) 優先交渉権者

積替保管施設 ジェムカ事業グループ

構成員	役割分担
ジェムカ株式会社（山口県萩市）	代表企業、運転、ごみ処理業務
松村建設株式会社（山口県萩市）	改造工事の設計及び施工業務
四国合同通運株式会社（徳島県阿波市）	ごみ運搬業務

(4) 見積金額（消費税及び地方消費税を含む）

ア 改造工事	2 億 4,855 万 6,000 円
イ 運營業務	34 億 4,479 万 3,000 円
うち運転業務	2 億 936 万 9,600 円
うちごみ運搬業務	17 億 810 万 6,400 円
うちごみ処理業務	13 億 8,431 万 7,000 円
うち運搬車両確保費	1 億 4,300 万円
ウ 合計	36 億 9,334 万 9,000 円

(5) 募集要項における提案上限額

ア 提案上限額	37 億 5,527 万 9,000 円
うち改造工事	2 億 7,495 万 6,000 円
うち運營業務	34 億 8,032 万 3,000 円
運營業務のうち運搬車両確保費	1 億 4,300 万円

※1 提案上限額の総額、改造工事及び運搬車両確保費の上限を定めているが、それ以外の各業務の上限は定めていない。

※2 運搬車両確保費は、必要な場合に限って提案するものとしている。

(6) 「運搬車両確保費」に関する契約等の状況

ア 契約の相手方：四国合同通運株式会社
イ 契約日：令和6年10月15日
ウ 契約期間：令和6年10月15日から令和7年7月20日まで
エ 運搬車両確保費：1 億 4,300 万円
支払済額：1 億円（令和6年10月25日）
支払済額：4,300 万円（令和7年4月25日）

## オ 適用範囲

令和7年7月中旬から令和10年3月31日までの間、ごみ運搬業務に使用する車両7台を専用車両として、衛生的かつ安全なごみ運搬体制を確保するため、ごみ運搬業務開始前に実施する、ごみ運搬に関する人員の確保、運搬時の臭気対策のため実施する車両の改造等、その他必要な準備行為に関するものである。

### (7) 「ごみ運搬業務費」に関する契約等の状況

- ア 契約の相手方：四国合同通運株式会社
- イ 契約日：令和6年10月15日
- ウ 契約期間：令和6年10月16日から令和10年3月31日まで
- エ 業務委託料：1トンあたり4万40円
- オ 支払済額：なし

## 2 監査対象機関の見解

監査対象機関である業務課の見解は次のとおりである。

### (1) 「運搬車両確保費の支出は不当に高額である」について

運搬車両確保費は公募型プロポーザルによる事業者募集要項において必要な場合に限って提案するものとしている。国土交通省が示している「標準的運賃」の中には、車両償却費、人件費などの経費が見込まれており、これら「標準的運賃」に含まれる経費は、「ごみ運搬業務」に含まれているものとして、車両確保費の対象としていない。そのため、車両自体は受託者が準備するものであり、組合が所有するものでもない。

車両確保費は、「令和7年7月中旬から令和10年3月31日までの間、ごみ運搬業務に使用する車両7台を専用車両として、衛生的かつ安全なごみ運搬体制を確保するため、ごみ運搬業務開始前に実施する、ごみ運搬に関する人員の確保、運搬時の臭気対策のため実施する車両の改造等、その他必要な準備行為に関するもの」を適用範囲としている。

具体的には、積替保管期間が2年8ヶ月と、期間制限のあることに加え、専用車両として車両を確保することから、臭気対策や一般廃棄物運搬のために行う車両改造や施設整備などに必要な費用、その専用車両を利用して、安全かつ安定的に運搬する人員を、「ごみ運搬業務」開始までに確保するために必要な費用の一部や、テスト輸送の費用などを対象としており、適正であると判断している。

(2) 「運搬業務費の見積が不当に高額すぎる」について

国土交通省が示している「標準的運賃」は、「距離制運賃」又は「時間制運賃」の運賃表の金額に、高速道路料金などの実費並びに割増及び割引の適用等により算定されることが示されており、この「標準的運賃」を算定したうえで、ごみ運搬業務委託料が適正であると判断し、契約を締結している。

ごみ運搬業務は、阿波市の中央広域環境センターから山口県萩市のジェムカ株式会社の施設まで、一般廃棄物を運搬するものであり、往路では可燃ごみの入った水密容器を、復路では空の水密容器を運搬することとなる。この場合、「距離制運賃」では、往路と復路それぞれの走行距離で算定することとなる。

運搬物が一般廃棄物であることから、品目別割増の対象となり、運搬の一部が深夜・早朝となることから、割増の対象となる。

これらを踏まえ算定した結果、ごみ運搬処理に係る業務委託料は適正であると判断している。

(3) 「組合に請求する措置内容」について

中央広域環境施設組合がジェムカ事業グループと結んだ契約のうち、ごみの運搬車両確保費及びごみの運搬費に関する部分の執行を差し止め、すでに支払われた部分について過大な支払いがあれば返金を求める請求をしているが、上記(1)及び(2)で見解を示したとおり適正であると考えている。

### 3 判断

確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

(1) 「運搬車両確保費の支出は不当に高額である」について

請求人は、運送業者に運搬業務を委託する際、通常は運送業者自身が運搬に用いる車両をあらかじめ用意するものであり、車両確保費なるものを別に請求する必要はない。しかし、ジェムカグループの提案では、合計7台の大型トラックを確保するのに車両確保費として1億4,300万円(税込)を組合側が支払うことになっている。その内訳として運搬事業補償費、メンテナンス費、消耗品となっているが詳細は不明であり、これが人員へのリクルート費用や車両自体のメンテナンス、消耗品のことであるなら、ジェムカグループが負担すべきであり、組合側に出させるのは不当である。もし組合の費用で購入するのであれば、その車両は当然組合の所有でなければならないが、事業が終わっても車両は組合の所有にはならないとされている。そのため車を新車、中古車、既存の車両のどれで手配する場合も、必要な経費を除いても1億1,750万

円程度は不当な支出であり、ジェムカグループに不当な利得を与え、組合が損害を被ることになると主張している。

こうした請求人の主張に対して、業務課は、公募型プロポーザルによる事業者募集要項において必要な場合に限って提案するものとしている。国土交通省が示している「標準的運賃」の中には、車両償却費、人件費などの経費が見込まれており、これら「標準的運賃」に含まれる経費は、「ごみ運搬業務」に含まれているものとして、車両確保費の対象としていない。車両自体は、受託者が準備するものであり、組合が所有するものでもないとしている。また、車両確保費は、「令和7年7月中旬から令和10年3月31日までの間、ごみ運搬業務に使用する車両7台を専用車両として、衛生的かつ安全なごみ運搬体制を確保するため、ごみ運搬業務開始前に実施する、ごみ運搬に関する人員の確保、運搬時の臭気対策のため実施する車両の改造等、その他必要な準備行為に関するもの」を適用範囲としており、具体的には、積替保管期間が2年8ヶ月と、期間制限のあることに加え、専用車両としていることから、臭気対策や一般廃棄物運搬のために行う車両改造や施設整備などに必要な費用、その専用車両を利用して、安全かつ安定的に運搬する人員を、「ごみ運搬業務」開始までに確保するために必要な費用の一部や、テスト輸送の費用などを対象としているとなっている。

この積替保管施設整備事業は、期間制限のある専門性の高い事業であると思われることから、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行っており、また、業者選定委員会の審査結果をクリアして優先交渉権者を決定している。

このようなことから、事業全体の計画及び業務費等を慎重に監査したところ、この度の運搬車両確保費についても業務課の見解には、一定の合理性があると思料されるところである。

したがって、運搬車両確保費の支出は不当に高額であるとまでは言えず、請求人の主張には理由がない。

## (2) 「運搬業務費の見積が不当に高額すぎる」について

請求人は、ごみの運搬費についても不当に高額であり、国土交通省四国運輸局による望ましい運賃を計算すると、標準運賃は17万8,276円である。組合が支払う1台あたりの料金40万400円と比較して、22万2,124円も高額であり、契約期間中の全トラックの述べ稼働日数では、約9億4,700万円も組合が払いすぎることになると主張している。

こうした請求人の主張に対して、業務課は、国土交通省が示している「標

準的運賃」は、「距離制運賃」又は「時間制運賃」の運賃表の金額に、高速道路料金などの実費並びに割増及び割引の適用等により算定されることが示されており、この「標準的運賃」を算定したうえで、ごみ運搬業務委託料が適正であると判断し、契約を締結しており、ごみ運搬業務は、阿波市の中央広域環境センターから山口県萩市のジェムカ株式会社の施設まで、一般廃棄物を運搬するものであり、往路では可燃ごみの入った水密容器を、復路では空の水密容器を運搬する。この場合、「距離制運賃」では、往路と復路それぞれの走行距離で算定することとなり、運搬物が一般廃棄物であることから、品目別割増の対象となり、運搬の一部が深夜・早朝となることから、割増の対象となるとしている。

これらのことから、この度のごみ運搬業務費については、運搬物が一般廃棄物という特殊性、ごみ運搬業務は往復路で完結するものであり、また運搬の一部は深夜・早朝での業務であることから、業務課の見解には、一定の合理性があると思料される場所である。

したがって、ごみ運搬業務費の見積が不当に高額すぎるとまでは言えず、請求人の主張には理由がない。

### (3) 組合に請求する措置内容について

請求人は、中央広域環境施設組合がジェムカ事業グループと結んだ契約のうち、ごみの運搬車両確保費及びごみの運搬費に関する部分の執行を差し止め、また、既に支払われた部分について、過大な支払いが認められれば返金を求めるよう主張している。

そもそも、新ごみ施設の当初の計画が「公設民営」事業方式で施設の計画・協議を行い、令和4年に入札を行ったところ、受付期限までに入札の参加を申し出た事業者がないという結果になったことにより、再度検討を行い、事業方式を「公設公営」に変更したが、令和7年8月稼動が見込めない状況となった。

このため、新ごみ施設が稼動するまでは、この度の積替保管施設整備事業の計画・協議を進め、周辺住民へは丁寧な説明会を行い、各市町の議会の議決及び中央広域環境施設組合議会の議決など、公正な手続を重ねてきた。

このようなことから、上記(1)及び(2)で見解を示したとおり、本件財務会計行為に関し、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえず、また、裁量権の不合理な行使があるとはいえない。

したがって、本件公募型プロポーザル方式による中央広域環境施設組合積替保管施設整備事業については、適正な契約及び執行であり、過大な支払いが

あるとは認められない。

#### 4 結論

検討の結果は以上のとおりであり、本請求については、請求人の主張に理由がないものと判断し棄却する。

#### 5 意見

監査を実施した結果、請求人の主張には理由がないと判断したところであるが、積替保管施設整備事業については、引き続き、適正な管理・運営を行うことが求められているところである。限られた期日ではあるが、中央広域環境施設組合は今後も適切で円滑なごみ処理業務の執行に努められたい。